

平成30年3月29日  
於  
府中市役所

平成30年第3回

府中市教育委員会臨時会議事録

府中市教育委員会

平成30年第3回府中市教育委員会定例会議事録

- 1 開 会 平成30年3月29日(木)  
午後11時00分  
閉 会 平成30年3月29日(木)  
午後11時24分
- 2 議事録署名員  
教育長 浅 沼 昭 夫  
委員 崎 山 弘
- 3 出席者  
教育長 浅 沼 昭 夫 委員 崎 山 弘  
委員 齋 藤 裕 吉 委員 那 須 雅 美  
委員 松 田 努
- 4 欠席者  
なし
- 5 出席説明員  
教育部長 関 根 昌 一  
教育部次長兼学務保健課長  
堀 江 幸 雄  
教育部副参事兼指導室長  
伊 藤 聡  
教育総務課長 志 摩 雄 作  
給食センター所長 時 田 浩 一  
指導室長補佐 鈴 木 正 憲  
指導主事 栗 まゆみ  
指導主事 田 中 繁 広
- 6 教育委員会事務局出席者  
教育総務課係長 鈴 木 紘 美  
教育総務課事務職員 松 本 万衣子

## 議 事 日 程

第 1 議事録署名員指名について

第 2 会期決定について

第 3 議 案

第 2 3 号議案

府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

第 2 4 号議案

府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の設置について

第 2 5 号議案

府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の委員の任命について

第 2 6 号議案

府中市立府中第五小学校における学校運営協議会の委員の任命について

第 4 その他

午前11時00分開会

教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、平成30年第3回府中市教育委員会臨時会を開会いたします。

教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか崎山委員をお願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

### 第23号議案 府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、第23号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

給食センター所長（時田浩一君） それでは、第23号議案「府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則」につきましてご説明いたします。

本件につきましては、昨年11月の教育委員会におきまして、府中市学校給食費の徴収に関する条例をご審議いただき、その後、市議会定例会で可決・制定されましたので、その施行規則を定めるものでございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。初めに1の「趣旨」でございますが、この規則は府中市学校給食費の徴収に関する条例の施行に関し、必要事項を定めるものとしています。

第2条は「学校給食費の納入方法」です。第1項では納付期日、第2項では納付方法、第3項では学校給食費は月額払いとすることと、その納期限を示しております。

第3条は「納期限の特例」に関する規定で、第1号の生活保護法、第2号の児童手当法、第3号の府中市就学援助費支給規則のそれぞれの規定に該当する者に対しまして、納期限の延長をすることを規定しております。

第4条は「学校給食費の額」に関する規定で、記載の金額は平成29年度と同額でございます。第2項ではアレルギー等により給食の提供を通常と異なる場合の児童または生徒の学校給食費の額を規定しております。また、第3項では学校給食費の額を改定しようとするときは、府中市立学校給食センター条例に規定する府中市立学校給食センター運営審議会に諮問しなければならないことを規定しております。

第5条は「学校給食費の月額の日割計算」についての規定で、第1号から第3号に該当する場合には、1食当たりの学校給食の単価に該当児童または生徒が学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額を、徴収または返還することができることを規定しています。第2項では1食当たりの給食の単価について、年間の給食費を年間の基準回数で除した額とすることを規定しております。第3項では日割り計算した額が学校給食費の月額を超える場合には、

当該学校給食費の額とすることを規定しております。

第6条は「学校給食費の月額調整」に関する規定で、実際の給食の実施回数が基準回数よりも多い場合、または少ない場合において、第5条に規定する単価を使用して調整することを規定しております。

第7条は「滞納者に対する措置に係る様式」についての規定で、第1号は地方自治法施行令第171号の規定による督促をするときに使用する「督促書」、これは第1号様式でございます。第2号は督促をしたにもかかわらず履行しない滞納者に催告をするときに使用する「催告書」、こちらが第2号様式。第3号では特別な事情により納期限内に納付することが著しく困難な滞納者から納付相談があったときに使用する「学校給食費納付相談票」、こちらが第3号様式。第4号では履行の延期または納付額の分割を求める意思を確認する「学校給食費分割納付・延期納付特約申立書」、こちらが第4号様式。第5号ではその承諾をするときに使用する「学校給食費分割納付・延期納付特約承諾書」、こちらが第5号様式でございますが、これらにつきましてそれぞれ規定しております。

第8条ではこの規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会で別に定めることを規定しております。付則ではこの規則を平成30年4月1日から施行することを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

崎山委員。

委員（崎山 弘君） 1ページの第2条の（3）、翌年の1月分の納期が前年の12月25日となっているのは、こういう書き方がこういう文書として適切なら私はそれでいいと思いますが、前年の12月25日というと、今を基本とすると、去年の12月25日と考えるのですが、この書き方でよろしいのでしょうか。

給食センター所長（時田浩一君） 本規則の制定にあたりましては、法規を担当しております法制文書課の審議を得て、この文言に決めさせていただくものでございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それではお諮りします。第23号議案「府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

---

第24号議案 府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の設置について

第25号議案 府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の委員の任命について

教育長（浅沼昭夫君） 続いて、第24号議案、第25号議案を一括して審議を行います。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

指導室長補佐（鈴木正憲君） それでは、ただいま議案となりました第24号議案「府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の設置」につきまして、初めにご説明申し上げます。

お手元の議案書の裏面1ページをご覧ください。本案は府中市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、府中第五中学校に学校運営協議会を設置するものでございます。

初めに1の設置目的でございますが、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、府中市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び当該学校の所在する地域の住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むものとするものでございます。

次に2の学校運営協議会の組織でございますが、20名以内といたします。

次に3の設置時期でございますが、平成30年4月1日といたします。

続きまして、第25号議案「府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の委員の任命」につきましてご説明申し上げます。お手元の議案書の裏面1ページをご覧ください。本案は府中市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、府中第五中学校の委員の任命を行うものでございます。平成30年度の委員の任命は地域住民3名、保護者が3名、スクールコミュニティコーディネーター1名、青少年対策地区委員会2名、学識経験者1名、行政職員1名、合計11名となります。

なお、選出区分に記載されている数字につきましては、議案書の参考で添付させていただいておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6、第2項の各項を表しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

どうぞ、那須委員。

委員（那須雅美君） 任命は個人で限定して任命するのですか。というのは、例えば青少年対の地区委員長が多分充て職でここにいらっしゃると思うのですけれども、この委員になった方が必ずここに入るという意味なのか、個人の方なのか、どちらなのでしょう。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 委員の選任にあたりましては、個人に対して任命するものでございます。

委員（那須雅美君） わかりました。ありがとうございます。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

崎山委員、どうぞ。

委員（崎山 弘君） 委員の番号の10番の有村さんは、前の教育委員の有村先生のことでしたか。違いますか。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 前の教育委員の有村先生です。

委員（齋藤裕吉君） 7番の方の選出区分のところが「スクールコミュニティコーディネーター」とありますね。8番の方というのは、例えば複数の学校のこのような委員を務めるとか、あるいはコミュニティスクールではなくて府中版コミュニティスクールのそういう

コーディネーターなどもやっていらっしゃるとか、五中に限らず広くそういう活動をやっていらっしゃる方という意味なのでしょうか。

教育長（浅沼昭夫君） では、その意味についてお願いします。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 全ての方がそうではないのですが、かけ持ちしていらっしゃる方もいます。幾つかの学校でスクールコミュニティコーディネーターをやっていらっしゃる方もいるという現状です。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

委員（松田 努君） 定員が20人以内という、これは規定の問題なのかということと、そのうち、11名なのですけれどもこの人数は適当な人数なのか、それとも本当は20名以内に近づくように増やしたいのに11名になってしまったのかという、人数が適切かということについて、教えてください。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 委員の人数につきましては20名以内とさせていただいてるところではございますが、各学校の事情などを事前に校長先生からご意見として伺っているところではございまして、今回の五中に関しては適正のものと考えております。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご意見はどうでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りします。第24号議案「府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の設置について」及び第25号議案「府中市立府中第五中学校における学校運営協議会の委員の任命について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

---

第26号議案 府中市立府中第五小学校における学校運営協議会の委員の任命について

教育長（浅沼昭夫君） 続いて、第26号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

指導室長補佐（鈴木正憲君） ただいま議題となりました第26号議案「府中市立府中第五小学校における学校運営協議会の委員の任命」につきましてご説明申し上げます。お手元の議案書裏面1ページをご覧ください。

本案は府中市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、府中第五小学校の委員の任命を行うものでございます。平成30年度の委員の任命は地域住民9名、保護者6名、スクールコミュニティコーディネーター1名、青少年対策地区委員会3名、行政職員1名、合計20名となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。地域住民という捉え方なのですが、学区という限定ではないと私は理解していますけれども、そういう理解でよろしいですか。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 学区だけではなく、市全体を捉えて地域住民と。教育長（浅沼昭夫君） という捉え方でよろしいですね。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） はい、結構です。

委員（齋藤裕吉君） 特に問題がありそうだと思って質問しているわけではありませんが、今の地域住民という規定の仕方については一応確認だけはしておいてもらったほうがいいかもしれませんね。例えば、行政の被選挙権がある方とかない方でもよいのかなど、確認だけはしてもらったほうがいいかと思います。

指導室長補佐（鈴木正憲君） 先ほどの地域住民の考え方でございますが、改めてご説明させていただこうと思います。

第25号議案に参考でつけさせていただいております、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1項の第1号をご覧くださいと、「対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう）の所在する地域の住民」となっておりますことから、やはり基本的には学区の住民が対象になるものと考えております。

教育長（浅沼昭夫君） そういう理解でよろしいですか。

重ねて質問いただきたいと思います。

委員（那須雅美君） それに付随したことなのですかけれども、そこに住んでいけばいいのか、住民票がなければいけないのかという要件はあるのでしょうか。

指導室長補佐（鈴木正憲君） そこまでの規定は特に法律上ございません。

すみません、改めて訂正させてください。ただいま地域住民について、説明させていただきましたけれども、所在する地域の住民というところがあくまでも学区にこだわらずというところで、越えてもいいものと訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

教育長（浅沼昭夫君） いいですか。

委員（齋藤裕吉君） 私もそうだと思いつつながら質問させていただいたのですが、所在する地域というこの規定が、今後市内でコミュニティスクールが拡大していくはずでありますので、この辺の捉え方ははっきりさせておいたほうが今後も進めやすいのではないかなと思います。

あと、先ほどコーディネーターとの関連で質問させていただいた複数のところを担当している方も中にはいらっしゃるというお話がありましたので、複数の学校の委員を兼ねるということもその類推で考えれば問題はないのかなと私としては解釈しております。そこもそういう解釈で進めてよいということですね。

教育部副参事兼指導室長（伊藤 聡君） 府中市としてはそういう認識でコーディネーターの指名を行っています。ですから多分、所在する地域というのは市全体をほぼ指しているものと捉えていますし、あと、例えば今後連携する小学校・中学校で1つのスクールコミュニティ協議会を設置といった方向も法律でも示されています。例えば小学校の学区はここだけれども、中学校の学区はもっと広くて小学校の学区から外れた住民の方も、1つのスクールコミュニティ協議会の委員として指名できると考えられると思います。

委員（齋藤裕吉君） 話がちょっと戻りますけれども、では、委員については選出区分

によって地域住民という規定をもたれる方と、そうでない方というということですね。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

ただいまのご意見の中では、この地教行法の「所在する地域」というのをどういうふうに解釈するのかという点と、それから複数の学校を重複することについてどう考えるかというご意見、ご質問だったと思いますので、それについてはさらにきちんと詰めていって、そして考え方について共通の理解をしていくという、次の段階として捉えるということによろしいでしょうか。

委員（齋藤裕吉君） 私が7番の方についてお話しをしたのは、実はこの方、大変適任な方ですばらしい方だということは承知しておるので、そういう承知していながらの質問でありますので、そのように受けとめていただければと思います。

教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

それでは、ご意見等々いただきましたのでお諮りします。第26号議案「府中市立府中第五小学校における学校運営協議会の委員の任命について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

これで、平成30年第3回府中市教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

---

午後11時24分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証  
するため、ここに署名する。

平成30年7月19日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

崎山 弘